

3. 資源物やごみの処理	
3. 啓発事業	

### 3. 3. 1 市民への啓発(その1)

#### 廃棄物減量化等推進員制度

廃棄物減量化等推進員制度は、市民、事業者と市とのパイプ役、ごみの発生抑制、減量化及び資源化に関する地域社会のリーダーとしての役割を担い、地域に密着した活動を進めながら、快適な生活環境の創造と循環型社会の構築を目指すことを目的としています。推進員の活動としては、年4回の地域別会合等による意見交換、クリーンステーションにおける資源物とごみの排出指導など、市民、事業者(自治会、町内会、商店会など)と市との間の連携役を担っています。平成29年度の推進員数は211人です。

(平成28年度214人、平成27年度224人、平成26年度212人、平成25年度219人)

#### 3R推進事業奨励金交付制度

ごみの発生抑制、減量化及び資源化の推進に協力する自治・町内会に対し奨励金を交付することにより、ごみの発生抑制、再使用及び再生利用に寄与し、もって循環型社会の形成を推進することを目的としています。

##### (1) 対象団体

奨励金の交付を受けようとする自治・町内会は、市に登録し、事業計画書と、実績報告書を提出していただきます。

##### (2) 対象事業

- ① 市職員を講師とし、自治・町内会で実施するごみ施策等の説明会
- ② 自治・町内会員による3Rに関する勉強会
- ③ 3Rを推進するイベントに関する事業
- ④ 3Rを推進する独自の啓発事業
- ⑤ クリーンステーションに関する定期的な指導及び啓発事業
- ⑥ 生ごみの減量に関する勉強会及び独自の啓発事業
- ⑦ 生ごみ処理機に関する勉強会及び独自の啓発事業

##### (3) 交付額

自治・町内会の世帯数による世帯割と、事業の実施回数(最低2回実施)による実施回数割の合計額です。

世帯割(年額):10,000円~120,000円

実施回数割(1回当たり):3,000円(上限は4回)

#### リユース食器利用費補助金交付制度(平成23年度から)

リユース食器利用費補助金制度は、市内の自治・町内会、商店会、NPO、学校等の団体が主催するイベントで、リユース食器を利用することに対し、その利用費の一部を補助し、主催者である団体の負担を一部軽減することで、市域におけるリユース食器の導入を促進し、イベントでのごみの発生抑制、参加者へのリユース意識の普及啓発につなげるものです。

(平成29年度の実績19件)

3. 資源物やごみの処理	
3. 啓発事業	

### 3. 3. 2 市民への啓発(その2)

#### ごみダイエット展(平成12年度から)

概ね1箇月単位で、市庁舎(本庁)及び4支所のロビーを巡回し、ごみの発生抑制、減量化及び資源化の啓発パネル等を掲示しています。  
(平成29年度の実績 350日)

#### ごみの発生抑制に関するキャンペーンなど

地域のイベントや販売店でごみの減量施策や生ごみ処理機の説明を行っています。(平成29年度の実績 8回)

#### 説明会(平成13年度から)

自治・町内会や各種団体が主催するごみの発生抑制、減量化及び資源化等の説明会に職員を派遣しています。「いつでも、どこでも、何度でも」をキャッチフレーズに、積極的に対応し、ごみの分別に対する意識啓発を図っています。(平成29年度の実績 54回 1,459人)

#### 施設見学会

自治・町内会等からの申し出等により、本市に関連するごみ処理施設の見学会を行っています。(平成29年度の実績 6回)

#### 鎌倉ごみ減量通信(平成23年度から)

(平成13年度から「ごみ半減ニュース」、平成19年度から「環境ニュース」)

ごみの発生抑制、減量及び資源化の意識啓発のため、2色刷りで通常号を年2～3回、(各40,000部)4色刷りの特集号を年1回(42,000部)発行し、自治・町内会及び商店会に、回覧又は全戸配布するとともに、各行政センターや市内のスーパー、企業に配布しています。(平成29年度の発行実績 4回 162,000部)

#### クリーンステーションにおける排出指導(平成13年度から)

クリーンステーションに、ごみが不適正に出されている場合は、ダメシールを貼ることによる啓発や、家庭を訪問し、戸別に分別の指導をしています。不適正な排出が改善されない場合や、著しく不適正なごみの排出がある場合は、平成29年度から必要に応じて市の職員がごみの内容物調査を実施し、不適正排出者に対して訪問指導を行っています。  
(平成29年度の実績 内容物調査174件 うち排出者が特定できた57件に訪問指導)

#### ホームページによる情報提供(平成13年度から)

ごみ減量対策課のホームページにおいて、資源物とごみの分け方・出し方や市の施策の方針など、資源物とごみに関する行政からの最新情報を継続的に発信しています。

#### その他

転入者へごみの分別方法の説明などを実施しています。

3. 資源物やごみの処理	
3. 啓発事業	

### 3. 3. 3 若年層への啓発

#### 環境教育(ごみのはなし) (平成13年度から)

市内の保育園児、幼稚園児及び小中学校の児童生徒を対象に環境教育(教材の貸与、ごみの発生抑制、減量化及び資源化の意識啓発、地球温暖化の話)を実施しています。

保育園児や幼稚園児に対しては、3R(スリーアール)啓発の紙芝居や分別ゲーム等、園児に身近なものを題材とした教材の貸与を行なっています。

小学生に対しては、鎌倉市のごみについて理解を深めてもらうとともに、環境センターの施設見学と合わせた事前学習として、スライドを用いた出前講座を行っています。

中学生に対しては、出前講座に加えてNPO法人鎌倉リサイクル推進会議の協力を得て、中学校の文化祭に環境教育のコーナーを設置し、環境をテーマに展示やゲーム、クイズを通して環境について学んでもらう機会を設けています。

(平成29年度の実績 20回 828人)

#### 市職員による説明



3. 資源物やごみの処理	
3. 啓発事業	

### 3. 3. 4 事業者への啓発

#### クリーンセンターにおける事業系ごみの分別指導の実施

事業系ごみの分別の徹底を図るため、受入基準を明確に示すとともに、排出事業者及び搬入事業者に対し、違反した場合の措置を定める条例改正を行い、平成25年1月より施行しています。

また、平成25年1月から自走式コンベアごみ投入検査機を今泉クリーンセンターに導入し、事業系ごみの分別状況について日常的に展開検査を実施し、排出事業者及び搬入事業者に対し指導を行っています。

自走式コンベア  
ごみ投入検査機



#### 減量化及び資源化計画書提出の義務付け

事業活動に伴い、多量の一般廃棄物を発生させた事業者に対しては、廃棄物の適切な処理を行うために廃棄物管理責任者を選任していただくとともに、一般廃棄物の種類、発生量、減量化・資源化の方法等を記載した計画書の提出を義務付けています。

#### 多量排出事業者への訪問指導

減量化及び資源化計画書提出義務者である多量排出事業所は34社あり、廃棄物発生抑制等啓発指導員により、排出事業者を訪問し分別や発生抑制の指導を実施しています。

3. 資源物やごみの処理	
3. 啓発事業	

### 3. 3. 5 声かけふれあい収集

日々のごみや資源物の排出が困難な高齢者や障害者の負担を軽減するため、市職員が戸別訪問してごみや資源物の収集を行い、その際に一声かけて安否を確認する業務で、生活環境を清潔に保持すること及び高齢者等の福祉の増進を図ることを目的としています。

#### 対象世帯

高齢者・障害者のみの世帯で次のいずれかに該当し、ボランティアや近隣の方などの協力によるごみの排出が困難な世帯が対象になります。

- ① 介護認定を受けていて、在宅サービスを利用している高齢者のみの世帯
- ② 身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている障害者のみの世帯
- ③ ①に規定する高齢者及び②に規定する障害者のみにより構成されている世帯
- ④ その他上記①、②、③と同等の状態にあると市長が特に認めた世帯

#### 収集ごみの分別及び安否確認

収集ごみの分別は一般家庭の収集分別と同一です。

一声かけて安否の確認を行い、安否確認時に異変が生じていることを察知した場合は、緊急連絡先に連絡し、状況を伝えます。

#### 利用者の状況

平成30年3月31日現在 ( )内は昨年度実働数との比較

実施世帯数 489世帯(-11世帯)

実施人数 578人(-16人)

